

令和8年度

兵庫埠頭港湾関連用地 貸付事業者募集

(兵庫区築地町14番)

公募のしおり(要項)

令和8年5月

神戸市

1 主旨

当該地は、兵庫埠頭のH岸壁に隣接し、阪神・淡路大震災によって被災した公共上屋の撤去以降、埠頭用地として活用されてきましたが、この度、神戸港の競争力強化と機能強化を目的として、貸付けにより新たな活用を行う事業者を広く募集します。

2 物件の表示

- (1) 場 所 神戸市兵庫区築地町 14 番（詳細は位置図参照）
- (2) 面 積 1 区画 2,711.59 m²
- (3) 用途地域 準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）準防火地域、高度地区指定なし
- (4) 地域地区 神戸港臨港地区（商港区）（港湾法 38 条）
- (5) 港湾計画 港湾関連用地

3 スケジュール

① 公募のしおり（要項）の配布開始	令和 8 年 5 月 20 日（水）
② 申込者登録	令和 8 年 5 月 20 日（水）～令和 8 年 6 月 18 日（木）
③ 質問受付	令和 8 年 5 月 20 日（水）～令和 8 年 6 月 18 日（木）
④ 質問回答	令和 8 年 7 月 2 日（木）頃までに順次 申込登録者全員に回答
⑤ 応募書類の提出期間	令和 8 年 7 月 9 日（木）～7 月 16 日（木） 応募書類提出後、選考委員会までの間に、本市に おいて、資格審査、内容確認を行います。 応募者にヒアリング等を行う場合があります。
⑥ 選考委員会	令和 8 年 8 月中旬（予定） 選考は提出いただいた書面にて行います。
⑦ 優先交渉権者の決定	令和 8 年 8 月中旬（予定）
⑧ 決定通知	令和 8 年 8 月下旬（予定） （全応募者に郵送により通知）
⑨ 事業用定期借地契約の締結・引渡し	市と協議が整い次第（令和 8 年 9 月以降） 工事着工は土地の引き渡し以降に可能となります。

4 土地利用目的

保管施設、荷捌き施設、加工場、梱包場、検査場、運送事業にかかる施設（それら施設に付帯する事務所等の施設を含む）など「神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成5年10月5日条例第28号）」別表に掲げる構築物のうち、商港区において建築可能な施設の敷地として活用するもの。

参考：臨港地区の構築物規制について

<https://www.city.kobe.lg.jp/a38702/business/kowanjigyo/yoko/kouchikubutsukisei.html>

5 借受申込者の資格・条件

(1) 次の各号のすべてに該当する法人

① 次の各号いずれかに該当する者

ア 倉庫業、港湾運送事業又は海上運送事業の許可を有する者

イ 海運貨物取扱量又は取扱額が進出地での事業計画に対して、50%以上の実績のある若しくは見込みがある企業で進出地を物流施設に利用する企業

ウ その他港湾関連事業者等

② 「4 土地利用目的」に適合する者

③ 賃貸地において、自己の事業の用に使用する者

④ 契約締結後速やかに建築に着手し操業する予定の者

⑤ 契約上の義務を履行する能力を有する者

⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）

第4条第1項第2号または第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しない者（※要綱抜粋文参照）

(2) 共同事業体での応募

上記(1)の「法人」は、複数の企業等の法人（以下、共同事業体という。）が共同して応募することも含みます。なお、共同事業体で応募する場合は、以下の内容を遵守してください。

①共同事業体の中から代表法人を決定し、その意思決定を代表すること。

②共同事業体の役割分担を定め、応募書類の事業計画「基本方針」に事業分担計画を記載すること。

③代表法人は、応募申込書、計画に基づく開発の総括、代表法人以外の法人間の調整、本市との調整の窓口を担い、構成員法人は事業分担計画に基づいて役割を分担すること。

④代表法人は、事業決定後もその役割は継承されるものとする。ただし、市が認める場合は変更可能とする。

⑤共同事業体の代表法人及び構成員法人は、本公募において単独、もしくは他の共同事業体の一員として別の応募をしないこと。

⑥賃貸借契約締結時において、賃料の請求方法等は協議の上決定しますが、契約に基づく本市に対する一切の責務については代表法人、構成員法人が連帯して履行の責務を負うこと。

(3) 欠格事由

応募者が次の者に該当する場合は失格とします。なお、提出された法人ならびに個人情報について、情報を申込資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用場合があります。

- ① 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要項（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 4 条第 1 項第 2 号または第 6 号に掲げる者が同要項第 5 条各号に掲げる事項のいずれかに該当する（※要項抜粋文参照）
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。
- ③ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
- ④ 国税（法人税・消費税）、地方消費税及び本市が賦課する税について未納の税額がある者。
- ⑤ 土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反するように使用しようとする者。
- ⑥ 次の事項のいずれかに該当する者。
 - ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買い受け又は借り受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。
 - イ 上記アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ 上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- ⑦ 申込時点で、港湾関連用地等の賃貸料等の滞納がある者

6 貸付方法

神戸市と借受人との間で事業用定期借地権設定契約を締結します。

ただし、提案事業に建物建築の予定がない場合は、更地契約も可とします。

7 貸付条件

(1) 期 間 10 年以上 30 年未満

(2) 賃貸料 1 平方メートルあたり月額単価 389 円を年 2 回（半期毎）に分けて徴収します。

(3) 保証金 賃貸料の 12 ヶ月分を保証金として契約締結時に徴収します。

※貸付期間を延長する場合は双方協議するものとし、延長する貸付期間は当初の借地権設定日から 30 年以上とすることはできません。

※契約の解約は、貸付期間の初日から起算して 5 年以上経過した時点で書面により解約の申入れをした場合に限りです。その場合、契約はその申入れの日から 1 年を経過したときに終了します。

※賃貸借期間中に物価の変動などにより、賃貸料を改定する場合があります。

※更地契約の貸付条件については、期間は 5 年間とし、契約の更新は双方協議可能としますが、当初の貸付日から 30 年間を貸付期間の上限とします。賃貸料・保証金は上記（2）（3）と同様です。

8 申込み手続等

共同事業体の場合は、代表企業がとりまとめの上、提出・連絡をしてください。

(1) 公募のしおり（要項）・応募資料等の配布

公募のしおり（要項）・応募書類は本市ホームページから取得してください。

関連する図面等の資料は、希望者に個別に E-mail にて配布しますのでお電話にてご連絡ください。

共同事業体で申し込みをされる場合、別途申込書を配布しますのでお電話にてご連絡ください。

① 配付開始日 令和 8 年 5 月 20 日（水）～令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 5 時まで

② 受付時間 午前 9 時 30 分から午後 12 時 30 分、午後 1 時 30 分から午後 5 時
（土・日曜日、祝日は受付いたしません。）

③ 窓口・連絡先 神戸市港湾局経営課

神戸市中央区港島中町 4-1-1 ポートアイランドビル 7 階

電話 078-595-6280

E-mail : keieika2@city.kobe.lg.jp

(2) 申込者登録

申込予定者は、申込者登録書【様式 1】及び（7）申込みに必要な書類に記載する添付書類を港湾局経営課まで提出してください。

① 期間 令和 8 年 5 月 20 日（水）から令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 5 時まで

② 提出方法 申込者登録書を E-mail により、港湾局経営課まで提出してください。
E-mail の件名は「港湾局所管地（兵庫）申込者登録」としてください。
ただし原本一式は港湾局経営課に持参してください。

E-mail : keieika2@city.kobe.lg.jp

(3) 質問書の提出

① 期間 令和 8 年 5 月 20 日（水）から令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 5 時まで

② 提出方法 質問書【様式 2】に要旨を簡潔にまとめ、E-mail により、港湾局経営課まで提出してください。E-mail の件名は「港湾局所管地（兵庫）公募に関する質問」と記載してください。口頭や電話による質問、受付期間外の提出等には応じません。

E-mail : keieika2@city.kobe.lg.jp

質問の回答：令和 8 年 7 月 2 日（木）頃までに、申込登録者全員に対し回答します。

質問に対する回答は、本要項等を追加、修正、補足するものとします。なお、意見や要望には回答いたしません。

(4) 応募資料提出

① 期間 令和 8 年 7 月 9 日（木）から令和 8 年 7 月 16 日（木）

② 場所 神戸市中央区港島中町 4-1-1 ポートアイランドビル 7 階

③ 受付時間 午前 9 時 30 分から午後 12 時 30 分、午後 1 時 30 分から午後 5 時
（土・日曜日、祝日は受付いたしません。）

※郵送による申込みは受け付けません。

※提出された書類はお返ししません。

(5) 応募資料等のヒアリング

提出された応募資料等を確認し、選考のため必要に応じて事務局より応募者に対してヒアリング

を行う場合があります。

(6) 申込みに必要な書類

	添付書類	部数
申込登録時	【様式1】申込者登録書	1部
	法人登記簿謄本	2部（正本1部、副本1部） ※各種証明書の正本は3か月以内発行のもの ※副本の各種証明書はコピーで可 ※共同事業体の場合、構成員法人のものも提出
	役員名簿	
	主要株主名簿（任意様式）	
	最近3カ年の貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計画書（※）	
会社経歴書（会社経歴を記載したパンフレットをもって代替可）		
質問時	【様式2】質問書	メールにて提出（データのみ）
応募時	【様式3】借受申込書	2部（正本1部、副本1部） ※共同事業体の場合、様式3の1(1)会社の概要は代表法人・構成員法人の両方を記載 また、CD-R又はDVD-R等による電子媒体（PDF）を合わせて提出してください。
	【様式4】事業計画書	
	借受希望用地における施設配置計画図（任意様式）	
	会社定款	2部（正本1部、副本1部） ※各種証明書の正本は3か月以内発行のもの ※副本の各種証明書はコピーで可 ※共同事業体の場合、構成員法人のものも提出
印鑑証明書		
最近1か年の法人市民税の納税証明書 （本社及び支社が神戸市内にある場合は、最近1か年の法人市民税の納税証明書、本社及び支社が神戸市内にいずれもない場合は、本社所在地の納税証明書）		

(※) 以下の点に留意ください。

- ・様式集は応募者に応じて「単独用」と「共同事業体用」の2種類あります。
- ・金融商品取引法に定める有価証券報告書の提出義務がある会社は、有価証券報告書記載の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書とすること。
- ・その他の会社は、税務申告書に添付した貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書とすること。

【注意事項等】

- ・1応募者につき1提案とします。提出された書類はお返ししません。
- ・提出書類の作成等に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・書類提出後の内容変更は原則として認めません。

9 特記事項

本件土地は、公有水面を埋め立てて造成した土地であり、土地利用にあたっては下記の内容をご確認の上、借受人において十分な調査及び神戸市との協議をし、必要な対策を必ず行ってください。

(1) 地歴について

判明している地歴については、以下のとおりです。

年代（時期）	内容・主要な利用状況
大正 11 年～昭和 5 年	公有水面埋立工事により土地造成（兵庫第 2 突堤：昭和 5 年 10 月 14 日竣工）
昭和 6 年～昭和 7 年	旧 Q 上屋建築（昭和 7 年 3 月 21 日竣工）
平成 7 年	阪神・淡路大震災により被災し、解体撤去される（平成 7 年 3～6 月頃）
	以降、埠頭用地として使用許可による利用
令和 8 年	埠頭用地の用途廃止（令和 8 年 5 月）

[兵庫突堤 Q 上屋について]

構造・規模：鉄骨造スレート葺平屋建て 2,601.00 m²

完成日：昭和 7 年 3 月 21 日

解体日：平成 7 年 3～6 月頃

※現在、公募対象地内の西側の一部（500 m²）については、港湾局海岸防災課が公共工事用として使用していますが、令和 8 年 6 月 30 日に当該地から撤収します。

(2) 地中障害物について

地中には未確認の障害物が残置している可能性があります。物件の引き渡しはすべて現状有姿で行い、市は地中障害物や地盤の状態を含め、契約不適合責任を一切負いません。借受人は、建物の建築前に自らの負担と責任で十分な調査を行い、対策を講じて下さい。

- ① 当該地は、旧兵庫第 2 突堤の先端南側部分にあたります。当該地南側の岸壁は阪神・淡路大震災により被災したため、海側へ傾斜・沈下した旧ケーソンを残置したまま、その南側に重力式ケーソン構造の岸壁を新設する前出し復旧を行っています。このため、公募対象地には、旧ケーソンの一部が地中に埋め殺しされた状態で存置されています。
- ② 当該地に建築されていた旧 Q 上屋は阪神・淡路大震災により被災したため、解体撤去されましたが、基礎杭等の地下構造物の撤去状況については不明です。現在、当該地にて地中障害物の状況を確認するため、試掘調査を実施しております。調査の結果は、令和 8 年 5 月中に確定する予定です。
- ③ 上記については、申込登録者に対して情報を開示します。

(3) 土地利用について

- ① 建物を建築するに当たっては、岸壁の安全性を損なわないように借受人自らの責任と費用において、十分な調査を行ってください。
- ② 建築物の建築、工作物の設置等をする際は、事前に神戸市と協議を行い、許可を取った上で実施してください。建築および設置後の改修や補修についても同様とします。
- ③ 当該地は、堤外地のため、津波、高潮による冠水の可能性があります。また、台風等によって海水が流末管より逆流し、当該地に隣接する雨水側溝や集水柵からあふれる可能性があります。借受人はこれらに留意し、必要な措置を行ってください。

- ④ 当該地の南側には、令和8年5月末(予定)より、2.4メートル幅で埠頭用地が供用される予定です。埠頭用地の使用にあたっては、別途、使用許可手続きが必要になります。
- ⑤ 上記④の埠頭用地以南は、全て公共岸壁であり、通年で多数の船舶が係留しています。そのため、当岸壁内での車両の駐車、荷卸し作業、設備・資材・貨物の仮置き（一時的なもの含む）等は、係留船舶に係る作業の支障となりますので、厳に禁止します。

10 借受人の決定

(1) 事業者の選考

事業者の決定は、本市が設置する港湾局港湾関連用地等土地利用者選考委員会（以下「選考委員会」）による提案内容の審査により行います。

(2) 選考委員会の委員等への接触の禁止等

本募集要項配布後、事業者決定までの間、選考委員会の委員や本市職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本公募に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格となります。本公募内容に関する質問等の問い合わせは所定の手続きによるものとし、その他の方法による問い合わせは受け付けません。

(3) 審査方法

審査にあたり、まず応募資格の審査を行います。次に、選考委員会において、欠格事由に該当しない応募者の提案内容について、応募書類に基づき以下の審査項目に、総合的に審査を行います。

(4) 事業計画書作成にあたっての留意事項

事業計画の評価にあたっては、計画の具体性および実現可能性について、客観的に裏付ける根拠の程度を重視しますので、以下の点に留意して作成してください。

① 具体性

事業内容、取扱貨物量・取扱数量（うち新規・拡充分）、実施体制、実施スケジュール、初期投資額・更新投資額、事業収入、人件費・物件費等運営コスト、資金計画のほか、事業に関する効果（建物・設備等への投資規模、雇用者数、周辺経済への波及、環境影響その他事業を通じた付加価値額など神戸港への寄与の程度）など、主要な数値について、算出方法や前提条件を付して可能な限り記載してください。

② 実現可能性

事業計画を実行するにあたり、取引先との合意状況や資金調達の準備状況のほか、業界の動向、資金調達、マーケット分析、競合分析、リスク分析等将来予測を踏まえながら、貨物量、為替、建設・運営コスト等の変動に対する対応なども含めた事業計画の実現可能性について、客観的に確認できるよう可能な限り記載してください。

審査項目

項目	審査書類等	配点	判断基準・判断材料
応募者	会社概要 財務状況 (財務諸表)	15	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業または準地元企業であるか ※1 ・施設の建設、運営に必要な資力、信用を有するか等 ※2
事業計画	事業計画書 (土地利用計画 基本方針、 事業計画、 施設計画、 資金・収支計画)	85	<ul style="list-style-type: none"> ・本要項に掲げる本市の土地利用目的を十分に理解した基本方針となっているか ・具体的で実現可能性、継続性、安定性のある計画か ・神戸港への寄与がある計画か(創貨・集貨・物流課題改善等への貢献等) ・土地の効率的利用、投資、雇用の規模 ・周辺経済の活性化への寄与がある計画か ・CNPへ貢献があるか

※1 地元企業 : 本店を神戸市内に有する者。

準地元企業 : 本店は神戸市内にないが、営業中の支店・営業所を市内に有する者。なお、「営業中の支店・営業所」とは、支店等としての形態を整えていること、及び、常時営業活動を行っていることを条件とします。具体的には履歴事項全部証明書で、神戸市内に支店を設置していることが確認できる場合、又は令和8年7月10日時点で兵庫県電子入札共同システム(e-ひょうご)内の工事請負・物品等のいずれかで準地元として参加資格者名簿に登録されている場合とします。兵庫県電子入札共同システム(e-ひょうご)の参加資格者名簿はHPを参照してください。

【神戸市競争入札参加資格者名簿】

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

(共同企業体の場合)

・共同事業体の場合は、全構成員の平均点とします。

※2 共同事業体の場合は、全構成員の平均点とします。

(4) 権利譲渡の禁止

本公募で選考された事業者(以下「本事業者」という)は、契約期間中、本件土地で提案し、選考された事業を行うものとし、本事業者としての地位及び事業用定期借地権設定契約上の一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。ただし、本市がやむをえないと認め、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

(5) 通知

審査結果は、応募者に文書で通知します。審査結果に対する問合せ・異議等については、応募者に限らず一切応じません。

(6) その他

事業者が本募集要項に違反した場合や、提出図書に虚偽の内容がある場合は、事業者の資格を取り消します。

11 賃貸借契約の締結及び土地の引き渡し等

(1) 契約の締結

申込者は、前項の決定の通知の受理後、6ヵ月以内に賃貸借契約を締結するものとする。なお、賃貸借契約を履行できない場合は、本市の職権により借受人の決定を取り消すことができるものとします。

(2) 土地の引渡し等

- ① 土地の引渡しは、契約締結時の現状有姿で行います。
- ② 貸付開始日以後、工事着工できるものとします。ただし、決定事業者が事前着工を希望する場合は、本市と協議の上、別途覚書を締結することで、貸付開始日前の工事着手を認めます（最長6か月）。
- ③ 賃貸料は、契約書に定める貸付期間開始日より発生します。

12 原状回復について

借受人の負担と責任で本件土地の地上及び地下に存する一切の建築物及び工作物等を撤去した上、整地して返還してください。

13 禁止及び制限事項等

(1) 操業等の義務

貸付開始日より1年以内に契約書に定める使用目的に供さなければなりません。（神戸市が特別の事由があると認める場合を除く）

(2) 公害の防除

公害の発生を未然の防止するために関係法令等（土壌汚染対策法、公害対策基本法、大気汚染防止法等）を遵守すること。

14 良好な景観の形成及び環境の保全について

良好な景観の形成及び環境の保全を図るため、施設配置の際には、神戸市と協議のうえ、以下の点について配慮していただくとともに、環境形成に関する覚書を結んでいただきます。また、神戸市条例・規則による緑化計画の届け出が必要になります。

（環境形成に関する覚書の主な内容）

- ① 外壁後退距離の確保（隣接道路境界から2m以上、その他隣接境界から1m以上）
- ② 出入口（2か所以内、幅員は20m以下）
- ③ 敷地内緑化義務（隣接道路境界から1m以上の植栽等 別途、市条例の遵守）
- ④ 屋外広告物の制限
- ⑤ フェンス等（高さ1.8m、うち基礎は高さ0.6mのコンクリート）
- ⑥ 神戸港カラー作戦の遵守

15 供給処理施設について

(1) 上水道

本市水道局への申込みのうえ供給を受けて下さい。

(2) 公共下水道

当区画は下水処理区域に入っておりませんので、汚水の排水は浄化槽を設置して下さい。

(3) 雨水排水管

本市港湾局と協議のうえ雨水管渠等に接続してください。

(4) 電力

電気事業者への申込みのうえ供給を受けて下さい。

(5) 電話

電気通信事業者への申込みのうえ供給を受けて下さい。

(6) ガス

都市ガスのガス管は敷設されていませんので、ガス供給が必要な場合は、民間のプロパンガス等の供給会社等への申込みのうえ供給を受けて下さい。

※上記(1)～(5)の設置に伴い、臨港道路を占有する場合は、本市の占有許可及び工事承認を得て、所定の占有使用料を別途徴収します。

16 応募先及び問い合わせ先

神戸市中央区港島中町4-1-1

神戸市港湾局経営課(ポートアイランドビル7階)

電話 078-595-6280 担当 堀尾・橋本

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要項（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）抜粋】
（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第 4 条 市長は、必要があると認めるときは、平成 22 年 5 月 26 日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) ～ (5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に従わなければならない。

第 5 条 前条第 1 項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第 1 項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第 1 項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第 1 項各号に掲げる者

イ 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第 1 項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

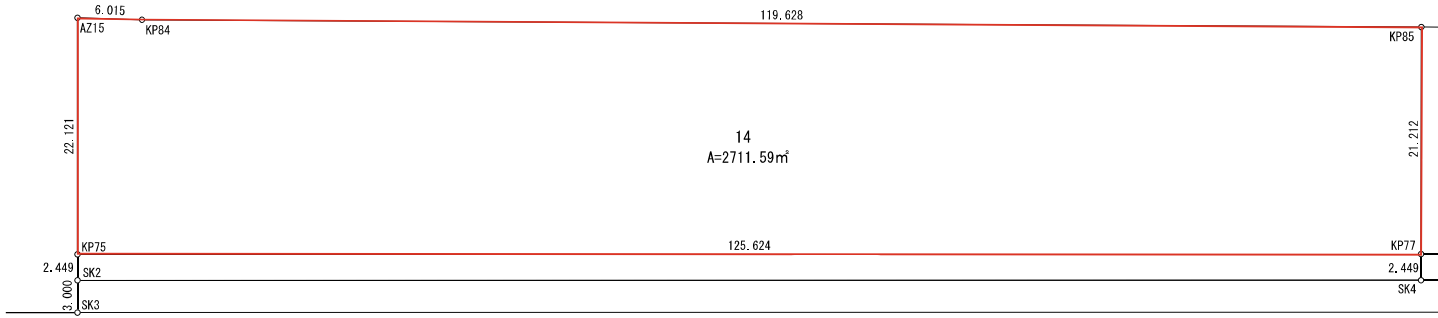
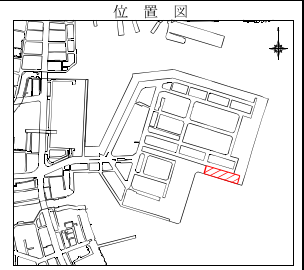
(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

求積図 S=1/500

神戸市兵庫区築地町



岸壁

座標求積表

地番 14				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
AZ15	-147869.538	77981.796	-1496860.574220	22.121
KP75	-147890.691	77975.321	-4511885.999023	125.624
KP77	-147927.401	78095.462	-1283186.536122	21.212
KP85	-147907.122	78101.685	4366274.699925	119.628
KP84	-147871.496	77987.484	2931081.598656	6.015
	倍面積		5423.189216	
	面積		2711.5946080	
	地積		2711.59	m ²

調査、実施	神戸港	求積図
調査日	令和8年1月13日	枚の内
調査員		
縮尺	S=1:500	m